

## 七尾市土木工事検査技術基準

### (目的)

第1条 この技術基準は、七尾市が発注する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

### (工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### (出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

### (施設機械製作据付工事の検査)

第7条 施設機械製作据付工事の検査は、別表第4に基づき実施するものとする。

### (合否の判定)

第8条 合否の判定は、次のとおりとする。

- (1) 測定値が別表の土木工事出来形規格値内にあり、品質的に良好なもの。
- (2) 測定値が規格値の上限を超えているが、構造及び機械に支障がないと認められるもの。

### 附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

一部改正 平成24年 4月 1日

一部改正 平成28年 4月 1日

## 別表第1

## 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

## 別表第2

## 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
共 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250 枚につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 250 枚以下の場合は 2 箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200 m以下の場合は 2 箇所以上）
		基 礎 工	基準高、根入長、偏心量 1 基または 1 目地間当たり 1 箇所以上
		石・ブロック 積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100 m以下の場合は 2 箇所以上）
	一 般	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高、幅は 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）厚さは、1 km につき 1 箇所以上（ただし 1 km 以下は 2 箇所以上）
	舗 装 工	舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅は 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）厚さは、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> 以下の場合は 2 箇所以上）
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200 m以下の場合は 2 箇所以上）
	土 工	基準高、幅、法長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200 m以下の場合は 2 箇所以上）	
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200 m以下の場合は 2 箇所以上）	
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管 水門	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと 2 箇所以上	
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200 m以下の場合は 2 箇所以上）	
	突堤・人口岬		
	海岸堤防		
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所任意箇所（3箇所以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は2箇所以上）
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント、間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間、距離、キャンバー	部材寸法は主要部材については、寸法表示箇所任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
下 水 道	開削管渠工	基準高、幅	500m以内は1工事につき2箇所以上(ただし500m以上は200mにつき1箇所以上)
		蛇行、延長	各人孔間毎
	推進管渠工	基準高、蛇行、延長	各人孔間毎
	シールド工 (1次覆工)	基準高、蛇行	500m以内は1工事につき2箇所以上(ただし500m以上は200mにつき1箇所以上)
		延長	各人孔間毎
	シールド工 (2次覆工)	基準高、仕上り内径	500m以内は1工事につき2箇所以上(ただし500m以上は200mにつき1箇所以上)
		延長	各人孔間毎
	特殊人孔築造工	基準高、幅(内幅)、高さ、厚さ	適宜選択
	標準人孔築造工	基準高、幅(内幅)、高さ、厚さ	適宜選択
	ポンプ場、終末処理場、〔池、槽の主構造物	基準高、幅、高さ、長さ、厚さ	図面の主要な寸法表示箇所にて適宜選択
水 道	配管工	1. 土被り、延長 2. 配管材料、埋戻し材等の規格、品質 3. 継手等施工状況の確認	1. については現地測定 2. 3. については施工管理資料及び工事写真により確認
	推進工	1. 基準高、延長、蛇行 2. 配管材料 3. 施工状況の確認	1. については中間検査で実測確認若しくは施工管理資料及び工事写真により確認 2. 3. については施工管理資料及び工事写真により確認
	スラストコンクリート等の構造物	1. 基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、長さ 2. 基礎工、鉄筋工、コンクリート工 3. コンクリートの強度 4. 材料の品質 5. 施工状況の確認	各構造物毎 1. については現地確認 2. ~5. については施工管理資料及び工事写真により確認
	弁室・弁渠等	1. 基準高、厚さ、弁芯、深さ 2. 内寸法 3. 使用材料 4. 施工状況の確認	各弁室等毎 1. 2. については現地測定による確認 3. 4. については施工管理資料及び工事写真により確認

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
港 湾	浚渫	水深、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	床掘	水深、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	埋立	区域、地盤高	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	裏埋	地盤高、斜面	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	置換え	天端幅、斜面勾配、天端均し、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	サンド・ドレーン（敷砂）	天端幅、斜面勾配、天端均し、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	サンド・ドレーン（砂杭）	位置、砂杭の鉛直度、天端高、先端深度	200mにつき1本以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2本以上）
	サンド・コンパクション	位置、砂杭の鉛直度、天端高、先端深度	200mにつき1本以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2本以上）
	ペーパー・ドレーン	位置、砂杭の鉛直度、天端高、先端深度	200mにつき1本以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2本以上）
	載荷	天端幅、天端高、斜面勾配、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	深層混合処理	位置、天端高・先端深度（記録紙による）、延長	200mにつき1本以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2本以上）
	マット工	敷設位置、基準高、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	基礎（捨石）	基準高、均し面、天端幅	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		延長	法線上
被覆及び根固（捨石）	被覆均し（根固）（天端、斜面） 天端幅	基礎（捨石）と同じ	
	延長	法線上	
裏込（捨石）	裏込均し、天端高、天端幅、法面	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	延長	天端中心	

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
港 湾	杭（鋼・コンクリート）	杭頭中心位置、杭天端高、杭の傾斜	又は1目地間1箇所以上
	ケーソン製作	高さ、幅、長さ、壁厚	1基につき1箇所以上
	ケーソン・ブロック据付（本体ブロック）L型、セルラー、方塊、直立消波	法線に対する出入り、据付間隔	1基（ブロック）につき1箇所以上
	上部工（防波堤、岸壁）	基準高、幅、高さ、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	係船柱	天端高、法線に対する出入り中心間隔	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	防舷材	取付高さ、取付間隔	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	車止め	天端高、取付間隔、塗装	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	防食（電防陽極）	取付位置、電位測定	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

別表第2 出来形寸法検査基準

工種		検査内容	検査密度
農地造成	耕土掘り起こし	耕起深	1haにつき1箇所以上(但し施工面積1ha以下の場合は2箇所以上)
	テラス(段階畑)	幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ	テラス延長1,000mにつき1箇所以上(但し施工延長1,000m以下の場合は2箇所以上)
	道路工(敷砂利)	幅員、路盤材、側溝幅、側溝高さ	1,000mにつき1箇所以上(ただし施工延長1,000m以下の場合は2箇所以上)
	改良山成工	基準高	1haにつき1箇所以上(施工面積1ha以下の場合は2箇所以上)
ほ場整備	表土扱い	厚	1haにつき1箇所以上(施工面積1ha以下の場合は2箇所以上)
	基盤・田面整地	基準高、均平度	3haにつき1耕区以上 計測点数は50ha未満の圃区は9点 50a以上の圃区は16点
	畦畔工	高さ、幅	2,000mにつき1箇所以上(施工延長2,000以下の場合は2箇所以上)
	道路工(砂利道)	基準高、路盤厚、幅、施工延長	幹線道路については500m、支線道路については2,000mにつき1箇所以上(但し上記未満の場合は2箇所以上)
暗渠排水	吸水渠	布設深、間隔、施工延長	1haにつき1本以上(施工面積1ha以下の場合は2本以上)布設深の計測は上、下流端2点(但し1本の施工延長が100m以上のときは中間点を加えた3点)
	集水渠	布設深、施工延長	布設深さについては施工延長500mにつき1箇所以上の割合で計測する。
かんがい排水	水路工(土水路)	基準高、幅、高さ、施工延長	500mにつき1箇所以上(但し施工延長が500m以下の場合は2箇所以上)
	各種水路工(現場打ち、二次製品、函渠)	基準高、※厚さ、※幅、※高さ、中心線のズレ、施工延長	500mにつき1箇所以上(但し上記未満の場合は2箇所以上) ※印は現場打部分のある場合
	管水路工	基準高、埋設深、中心線のズレ、施工延長	500mにつき1箇所以上(但し上記未満の場合は2箇所以上)中心線のズレについては適宜測定
	頭首工、樋門・樋管		河川編を準用
	施設機械製作据付工		別途「施設機械製作据付工事検査基準」を適用



別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
かんがい排水	畑地かんがい施設のスプリンクラー	埋設深	500m につき 1 箇所以上（但し施工延長が 500m 以下の場合は 2 箇所以上）
山腹	柵工（編柵、竹柵等）	延長	100m につき 1 箇所（但し施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	柵工（鋼製）	立込深、中心線のズレ、延長	構造寸法表示箇所を適宜計測する。
	段階工	延長、幅、法長	適宜
	植栽工	面積	植栽工事に準ずる
	暗渠工（粗朶、礫等）	基準高、厚さ、幅、延長	100m につき 1 箇所（但し施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	水路工	基準高、厚さ、幅、延長	100m につき 1 箇所（但し施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	筋工	延長	適宜
	土留工		砂防編（斜面对策）を準用
植栽	植栽、改植、補植	面積・本数	適宜
保育	部分捕植、雪起こし、追肥、下刈り、クズ防除、カヤ防除、除伐、本数調整材、害虫防除	面積・本数	適宜
	作業歩道	施工延長	適宜
	簡易な治山施設		山腹工事及び海岸防災林工事に準ずる。
海岸防災林造成	人工砂丘	基準高、幅、法長、施工延長	構造図寸法表示箇所を適宜計測
	柵工、堆砂工、防風工、静砂工	基準高、高さ、施工延長	200m につき 1 箇所以上（但し施工延長が 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	植栽工	面積	植栽工事に準ずる

別表第2 出来形寸法検査基準

工種	検査内容	検査密度	
農・林道	路盤・舗装工	共通編を準用	
	橋梁・トンネル工	道路編を準用	
	法面保護工	共通編を準用	
	道路付属物、防護柵、 区画線、標識等	共通編を準用	
	林道工（砂利道）	基準高、幅員、路盤厚、 側溝幅、法長、側点間 距離	500m につき 1 箇所以上（但し施工延長が 500m 以下の場合は 2 箇所以上）
防災・治山	地滑り防止工	砂防編（斜面对策）を準用	
	堰堤・治山ダム工	砂防編（砂防ダム）を準用	
水産	漁礁・ブロックタイプ 着定基質（製作）	厚さ、高さ、幅、長さ	各タイプ毎に 100 個につき 1 個以上。100 個 未満の場合は 2 個以上
	漁礁・ブロックタイプ 着定基質（沈設）	積載量、位置、沈設状 況、空載状況	漁礁タイプが単一の場合は 1 航海、複数の場合 は 2 航海以上（漁礁タイプの違うもの）
	投石等着定基質	積載量、位置、沈設状 況、空載状況	1 航海以上

備考（1）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

（2）施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装工	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

1. 検査留意事項

項目	関係書類	内容
工事の管理状況	契約書、仕様書、承諾図書、工事打合簿、施工管理記録、その他	協議事項等の処理内容、施工管理記録の整備状況、諸規格基準値と測定値の関係
使用材料	仕様書、承諾図書、工事打合簿、材料検査証明書、工場試験成績書、材料検査簿、その他	使用主材料と仕様書及び承諾図との照合確認、材料の検査状況
貸与品及び支給品	支給、受領、使用、精算、返納等の夫々の関係書類	支給、受領、使用、保管、精算及び返納の処理状況
貸与設備及び貸与機械	貸与規定	使用、受領、使用状況、保管、整備及び返納の処理状況
解体材及び発生材	解体及び発生材調書	解体及び発生材料の処理状況

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値	摘要	
Ⅰ 共通 事項	1. 材料検査 原材料及び鋼材	品質、規格、寸法、数量	承諾図書による主要材料 鋼材検査証明書、写真、その他記録資料	該当 JIS	鋼材検査証明書がないものは、JISG030 及び JISH0321 に基づいた証明によってもよい
	購入品	品質、性能、数量	製造メーカー検査証明書、写真、その他記録資料	該当 JIS、その他規格、基準	
	2. 溶接	外観、寸法、浸透探傷(カラーチェック)、放射線透過(X線)	実測又は写真、その他記録資料	各項種別に示す	
	3. 塗装	色調、膜厚、外観	実測又は写真、その他記録資料	各項種別に示す	
Ⅱ ポン プ 設 備	1. 適用範囲		1 製作発注する中形及び大形ポンプとする 2 上記以外であっても必要があれば適用する		中形とは、概ね口径 500mm 程度以上とする
	2. 材料 鋼材及び購入品	品質、規格、寸法、性能、数量	承諾図書による主要材料	I 共通事項 1. 材料検査による	
	3. 寸法	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認			
	(1) 鋳鉄品	大きさ、肉厚	承諾図書による主要部	JISB0407(鋳鉄品普通許容差)の並級による	
	(2) 鋳鋼品	大きさ、肉厚	承諾図書による主要部	JISB0412(鋳鋼品普通許容差)の並級による	
	(3) その他材料	大きさ、加工精度	承諾図書による主要部	関係 JIS 等による	
	4. 溶接	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認			
	(1) 外観	アンダーカット	① 鋼管 縦方向、両端、中央の各箇所 30cm 程度周方向、上下左右の各箇所 30cm 程度 ② その他 両端、中央の各箇所 30cm 程度		

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値	摘要	
ポンプ設備	(2)寸法	ビート表面のピット	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手 アンダーカットに準ずる	認めない	
		オーバーラップ	各端止	認めない	
		クレータ	アンダーカットに準ずる	認めない	
		割れ	(1)外観のアンダーカット	認めない	
		主要耐圧部の突合せ、継手の余盛高さ	に準ずる 板圧 12mm 以下のもの 板圧 12mm を超え、板圧 25mm 以下のもの	3mm	
		主要耐圧部の突合せ、継手の段違い	に準ずる ①縦方向 板圧 10mm 以下のもの 板圧 10mm を超えるもの	2mm 板圧の 20% 但し 3mm 以下	
			②周方向 板圧 10mm 以下のもの 板圧 10mm を超え 20mm 以下のもの	2mm 板圧の 20%	
			板圧 20mm を超え 40mm 以下のもの 板圧 40mm を超えるもの	4mm 板圧の 10%。但し、6mm 以下	
			1 溶接線の両端各 50mm を除く部分の 10%の長さを測定	-1mm	
		(3)浸透探傷(カラーチェック)	溶接表面の欠陥	記録写真、その他	
(4)放射線透過(X線)	溶接内部の欠陥	X線写真フィルム、その他	第1種の3級及び第2種の3级以上	検査方法は JISZ3104 による	

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値	摘要
5. 塗装	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認		3級以上	
(1)色調	色調		相似であればよい	
(2)膜厚	膜厚	各セクション毎に任意の箇所を3箇所以上計測する	指定値以上	
(3)外観	塗面の状況		塗むら、ふくれ、亀裂、ピンホールは認めない	
6. 性能				
(1)実物ポンプ	全揚程、吐出し量、軸動力、ポンプ効率、運転状態、水圧	実際に使用する原動機、減速機等を用い、製造メーカーが行った試験記録の確認	承諾図書の設計値を満足すればよい	試験及び検査方法はJISB8301による
(2)模型ポンプ	全揚程、吐出し量、軸動力、ポンプ効率、運転状態、水圧	実物ポンプに対応した模型ポンプにより性能試験を行い、	承諾図書の設計値を満足すればよい	試験及び検査方法はJISB8327による
7. 据付工事	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認			
(1)共通事項		軸受表面又はメタル温度計感温部に温度計を挿入し測定する		
①回転部軸受温度	軸受表面又はメタル温度計感温部の上昇温度	横軸ポンプ：軸受中心における振動		
②振動	振動	立軸ポンプ：電動機の上部軸受中心における振動		
③主ポンプ、弁管類、減速機、エンジン、電動機、補機盤、電線	外観、規格、数量、作動状況	各機器を承諾図書に基づき確認する	各条件を満足すればよい	
④呼び品	品目、規格、数量	予備品リストと現品を確認する	満足すればよい	

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値	摘要			
ポンプ設備	(2)立軸ポンプ	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認					
	①ポンプ	中心線のズレ	ポンプの据付中心線	±2.0mm	基準値はフレキシブルカップリング、シリジットカップリングの場合を示す		
		高さの精度	ポンプの据付高さ	±3.0mm			
		水平度	ポンプの水平度	0.05mm			
	②ポンプと減速機	芯ズレ	ポンプと減速機のカップリングを90°、180°、270°、360°の位置で測定	±0.1mm			
		面ブレ	芯ズレと同じ	±0.01mm			
	③減速機とエンジン	水平度	台床を測定	0.5mm			
		芯ズレ	減速機とエンジンのカップリングを90°、180°、270°、360°の位置で測定	±0.05mm			
		面ブレ	芯ズレと同じ	±0.1mm			
	(3)横軸ポンプ	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認					
		①ポンプ	中心線のズレ	ポンプの据付中心線		±2.0mm	基準値はフレキシブルカップリング、シリジットカップリングの場合を示す
			高さの精度	ポンプ据付高さ		±3.0mm	
			水平度	軸芯又は軸心と直角方向の水平度		0.1mm	
		②ポンプと減速機	芯ズレ	ポンプと減速機のカップリングを90°、180°、270°、360°の位置で測定		±0.05mm	
面ブレ			芯ズレと同じ	±0.05mm			
③減速機とエンジン		水平度	台床を測定	0.3mm			
		芯ズレ	減速機とエンジンのカップリングを90°、180°、270°、360°の位置で測定	±0.05mm			
		面ブレ	芯ズレと同じ	±0.1mm			
(4)溶接		Ⅱポンプ設備の4. 溶接による					
(5)塗装		Ⅱポンプ設備の5. 塗装による					
8. 設備全体の機能		総合機械の確認	実施運転又は総合試験運転記録	承諾図書に基づく機能を満足すればよい			



別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要	
			ε 1	ε 1		
目 ゲ ー ト 設 備	1. 適用範囲	1 中型以上の水門扉に適用する 2 上記以外であっても必要があれば適用する			中型とは扉体面積がおおむね 10 m <sup>2</sup> 以上とする	
	2 検査基準値	基準値が ε 0 で示されている値は次の算式により求めた値を検査基準値とする 検査基準値(mm)= $\pm \frac{\varepsilon 0}{2} \left[ 1 + \frac{L}{10} \right]$ ε 0:長さ 10mm に対する基準値 (mm) L: 部材長または部分長(mm) なお、基準値が ε 1 で示されている値は長さに関係ない基準値である				
	3. 材料 鋼材及び購入品	品質、規格、寸法、性能、数量	承諾図書による主要材料			
	4. 寸法	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認				
(1)ラジアルゲート	アンカレージ	①ヨークガーダーの全長 ②ヨークガーダーの高さ ③テンション材の全長	10mm	±6mm ±10mm	I 共通事項 1. 材料検査による	
	戸当り	①下部戸当りの長さ ②側部戸当りの半径を弧長 2m 毎に測定 ③水密板の平面度	6mm 8mm	長さ 1m につき 1.5mm		
	扉体	①扉体半径を左右端で弧長 2m 毎に測定 ②扉体巾を上下各 1 箇所測定 ③扉体弧長を左右端で測定 ④左右脚注の対角長の差	8mm 8mm 8mm 6mm			

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要	
			ε 1	ε 1		
目 ゲ ー ト 設 備	(2)ローラゲート	戸当り	⑤脚注の曲り		$\frac{L}{1000}$ mm	L : 部材長(mm)
			⑥扉体底部の曲り	3mm		
			⑦サイドローラ間隔	6mm		
			①下部戸当りの長さ	8mm		
			②側部戸当りの高さを左右岸で測定	8mm		
			③側部戸当り溝巾を左右の上中下で測定	-3mm		
		扉体	④ローラ踏面の平面度		長さ 1m につき 0.5mm	
			⑤フロント及びサイドローラ踏面の平面度		長さ 1m につき 1.5mm	
			①扉体の全長を上下で測定	8mm		
			②扉体の全長を左右岸で測定	8mm		
			③扉体の全巾	6mm		
			④扉体側部の巾を左右岸の上下で測定	6mm		
	(3)転倒ゲート	戸当り	⑤主ローラ支間	8mm		
			⑥サイドローラ間隔	6mm		
			⑦シーブ中心間距離	10mm		
		扉体	⑧扉体底部の曲がり	3mm		
			①下部戸当り長さ	8mm		
			②側部戸当り高さ (半径)	8mm		
5. 開閉装置	戸当り	③側部水密板の平面度		長さ 1m につき 1.5mm		
		①扉体の全長を上下で測定	8mm			
		②扉体の全高を左右岸で測定	8mm			
	扉体	③扉体側部の巾 (厚み) を左右岸で測定	8mm			
		原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認				
		(1)電動式	寸法	基礎ボルト穴中心間距離	10mm	
左右ドラムの直径差				0.5mm		

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要	
			ε 1	ε 1		
目 ゲ ー ト 設 備	(2)油圧式	回転数	ドラムの回転数		+10%	II ポンプ設備の7. 据付工事、(1)共通 事項の回転部軸受 温度による。 異常な振動騒音が あつてはならない
		歯車	歯車の当たり面の測定		65%以上	
		回転部軸受温度	軸受表面又はメタル温度計感温 部に温度計を挿入し測定する			
		振動、騒音				
		耐圧試験	油圧シリンダーの耐圧及び油洩 れ		定格圧力の150%で 油洩れがあつては ならない	
	6. 溶接	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合によ り施工管理記録による確認				
	(1)外観	アンダーカット	強度部材の突き合わせ継手等			
		板圧	基準度	許容限界度		
		T ≤ 6	0.3mm	0.6mm		
		T > 6	0.5mm	0.8mm		
	備考	強度部材の突き合わせ継手は溶接線長の90%がこ の範囲内の時、その他の継手は80%がこの範 囲内のとき合格とする。		アンダーカットがこの深さ以上のも のは、全て手直しする。		
(2)寸法	ビート表面ピット	①主要部材の突き合わせ継手及び断 面を構成する T 継手、かど継手 ②その他部分	認めない	1mにつき3 個以下	ピットの大きさが 1mm 以下の場合3 個を1個として計算	
	オーバーラップ、ク レーター割れ		認めない			
	余盛高さ	主要構造部の突き合わせ継手 板圧 12mm 以下のもの	3mm			
		板圧 12mm をこえ 25mm 以下 のもの	4mm			
		板圧 25mm をこえるもの	6mm			
	段違い	主要構造部の突き合わせ継手 板圧 25mm 以下のもの	2mm			
		板圧 25mm をこえるもの	3mm			

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要		
			ε 1	ε 1			
目 ゲ ー ト 設 備	(3)放射線透過 (X線)	すみ肉溶接の脚長 及びのど厚 溶接内部の欠陥	1 溶接線の両端各 50mm をのぞく部分の 10%長さを測定 X線フィルム、その他		-1mm	検査方法は JISZ3104 による	
			欠陥の種類	母材の板厚	常時使用状態にある水門扉		50mm 以下
		第1種の欠陥			2級	1級	2級
		第2種の欠陥			2級	1級	2級
		第3種の欠陥			すべて不合格		
		第1種及び第2種の混在する欠陥の場合、その試験の視野内の第2種の欠陥は、欠陥の種類「第2種の欠陥」に示す等級と同じ、又はそれ以上でなければならない					
	(4)浸透探傷 (カラーチェック)	溶接表面の欠陥	記録写真、その他	割れにより現れる指示、模様は認めない		検査方法は JISZ2342 による	
	7. 塗装	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認		相似であればよい 指定値以上			
	(1)色調	色調					
	(2)膜厚	膜厚	各セクション毎に任意の箇所を3箇所以上計測する				
(3)外観	塗面の状況		塗むら、ふくれ、亀裂、ピンホールは認めない				
8. 据付工事	原則として承諾図書に基づき適宜実測、場合により施工管理記録による確認						
(1)共通事項							
①数量等	品名、規格、数量、 外観	各機器等を承諾図書に基づき確認する	各条件を満足すればよい				
(2)ラジアルゲート	下部戸当り	①平面的曲りを左岸、中央、右岸で測定 ②縦断的曲りを左岸、中央、右岸で測定 ③水密度の平面度		±2mm  ±2mm  長さ 1m に つき±5mm			

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要
			ε 1	ε 1	
目 ゲ ー ト 設 備	(2)ローラゲート	側部戸当り	①戸当り面の垂直度を左右岸で測定 3mm		
			②左右岸の戸当り間隔を上下で測定 8mm		
			③水密度の平面度		長さ 1m につき±1.5mm
			④トランピニオン中心から戸当り中心等で半径測定 8mm		
		扉体	①トランピニオン中心間の測定		±3mm
		下部戸当り	①平面的曲りを左岸、中央、右岸で測定 ±2mm		±2mm
		②縦断的曲りを左岸、中央、右岸で測定 ±2mm			
		③水密度の平面度		長さ 1m につき±1.5mm	
		側部戸当り	①戸溝寸法を左右岸の上中下で測定 ±2mm		±3mm
			②戸当り面の垂直度を左右岸で測定 ±2mm		
			③左右岸の戸当り間隔を上下で測定 8mm		
			④水密度の平面度		長さ 1m につき±1.5mm
(3)転倒ゲート	扉体	①扉体の高さを左右岸で測定 ±8mm			
		②扉体巾を上下で測定 ±8mm			
		③主ローラ間 ±8mm			
		④扉体全閉時における水密板と水密ゴムの密着状態の確認 隙間がなければよい			
	埋込み金物	①縦断的曲りを左岸、中央、右岸で測定 ±2mm		±2mm	
	ヒンジ軸受	①通り芯を測定 ±1mm		±1mm	
	②各ヒンジ支間の測定 ±2mm		±2mm		

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要	
			ε 1	ε 1		
目 ゲ ー ト 設 備	(4)開閉装置 ①電動式	側部戸当り	①垂直度を左右岸で測定 ②左右岸の戸当り間を角面 3 点測定 ③水密度の平面度	±8mm	±2mm  長さ 1m につき±1.5mm	
		扉体	①扉体の高さを左右岸で測定 ②扉体巾を上下で測定 ③扉全閉時における水密板を水密ゴムの密着状態の確認	±8mm ±8mm	隙間がなければよい	
		開閉装置架台	①架台の左右高さ ②左右のドラムが軸によって連結されている場合の電動軸の左右高低差の測定 ③左右のドラムが軸によって連結されている場合のドラム軸の中心間距離の測定 ④歯車の当り面の測定 ⑤扉全閉時におけるワイヤーロープの余巻	±10mm	±2mm ±2mm	
		作動状態	①電動機負荷電圧 ②電動機負荷電流 ③扉体の開閉速度 ④回転部軸受温度  ⑤騒音、振動  ⑥ブレーキの作動 ⑦各種安全運転装置及び付属設備の作動		±10% 定格以下 +10%	
		②油圧式	①シリンダーストロークの測定 ②シリンダーの取付け位置		正常であればよい 正常であればよい	
					I ポンプ設備の 7.据付工事、(1)共通事項、 ①回転部軸受温度による 異常な騒音、振動があつてはならない 正常であればよい 正常であればよい	
					正常であればよい	
					正常であればよい	
					正常であればよい	
					正常であればよい	

別表 第4 施設機械製作据付工事検査基準

2. 検査基準

工種	検査内容	検査の対象	基準値		摘要
			ε 1	ε 1	
Ⅲ ゲ ー ト 設 備	(5)電気設備	各機器の機能	電動式と共通するものはそれによる ①油圧ホースの取付け長さ ②油圧ポンプの異音、油量、油洩れ	適当な余裕があれば よい 正常であればよい	
		配線状況	ケーブルの配置、結線状態	正常であればよい	
		絶縁抵抗	電路 0V~150V (500V メガ) 電路 150V~300V (500V メガ) 電路 300V 以上 (500V メガ) 電動機等低圧 (500V メガ) 電動機等低圧 (1000V メガ)	0.1MΩ 以上 0.2MΩ 以上 0.4MΩ 以上 1MΩ 以上 10MΩ 以上	
		設置抵抗	第 3 種設置抵抗の測定	100MΩ 以下	
		盤類	①盤面機器の配置 ②操作及び表示機能	承諾図書の条件を満足すればよい 承諾図書の条件を満足すればよい	
	(6)溶接	Ⅲゲート設備の 6.	溶接による		
	(7)塗装	Ⅲゲート設備の 7.	塗装による		
	9. 設備全体の機能	総合機能の確認	実地運転又は総合運転記録	承諾図書の条件を満足すればよい	